

太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

立川 京一

【要約】

本稿は、太平洋戦争後半、概ねフィリピンが「独立」（日本による軍政の終了）した1943年10月から翌44年10月に米軍がフィリピンに上陸する直前までの時期を対象として、その間に日本陸軍がフィリピンで実施した治安維持について、抗日ゲリラの活動その他の諸事案の様相と、それらに対する日本側の対応を明らかにし、効果と問題の観点から検討したものである。

43年10月から44年5月までの期間におけるフィリピンでの治安攪乱事件の発生数は2240件で、この数字は8ヵ月間のものでありながら、それ以前のフィリピンがまだ日本の軍政下にあった43年1月から概ね10月半ばまでの9ヵ月半に発生した治安攪乱事件の数、2209件より多い。このことから、日本軍政期からフィリピン「独立」後にかけて治安はいっそう悪化したと言える。

治安攪乱事件を種別で検討すると、43年1月から概ね10月半ばまでの期間と同年10月から44年5月までの期間を比較して、増加が顕著であるのは、日本軍以外を被害者とするテロ（658件→801件）と流言宣伝（91件→305件）である。軍以外を被害者とする事件数の増加は日本軍政期から継続しているが、流言宣伝の件数の増加は3倍以上と、かなり大幅である。一方、反対に後者の期間の方が短いという事情を考慮しても、件数が減少しているのは、破壊である。

治安攪乱事件を行為主体に注目して見ていくと、敗匪、兵匪、匪団、匪徒、敵匪、武装敗匪、武装匪、敗残兵、抗日軍（抗日匪、抗日匪団、抗日分子）、不逞団、不逞分子、共産匪（共匪、共匪団）、匪賊、ゲリラ（ゲリラ隊、ゲリラ隊員）による事件が多い。それらは匪襲として種別される事件だけでなく、他に種別されている事件にもほぼまんべんなく見られる。今日、最も馴染みのある表現で集約すれば、「ゲリラ」によって大半の事件が引き起こされていたと言えよう。

フィリピン「独立」以降、同地における抗日ゲリラの活動その他の諸事案に対応するため、日本側は陸軍（第14軍）が主体となり、場合によってはフィリピン側を支援するという形をとりながら、討伐、投降・帰順工作、宣伝・宣撫、捜査・検挙、ゲリラ側の連絡の遮断等を実施した。しかし、日本側はフィリピンで治安を確立できなかった。その理由としては、第一に、日本側が治安対策、特にゲリラ対策の要領を確立できていなかったこと、第二に、治安対策には自ずと限界があること、第三に、フィリピンの場合、戦前の米国による統治がそれほど悪政

ではなく、住民はそれに恩恵を感じ、米軍の再来を期待し、また、かなりの程度、その可能性を信じていたこと、第四に、日本がフィリピン内の抗日ゲリラと特に米側との連絡を遮断することに失敗し、情報だけでなく、人や物資の揚陸・搬入まで許してしまったこと、そして、第五に決定的な理由として、戦争における日本の劣勢を挙げることができよう。

はじめに

本稿は、太平洋戦争後半、概ねフィリピンが「独立」（日本による軍政の終了）した1943年10月から翌44年10月に米軍がフィリピンに上陸する直前までの時期を対象として、その間に日本陸軍がフィリピンで実施した治安維持について、抗日ゲリラ¹の活動その他の諸事案の様相と、それらに対する日本側の対応を明らかにし、効果と問題の観点から検討した内容を記したものである²。また、本稿は、主として防衛省防衛研究所が所蔵する史料に依拠しており、不足部分は関係者の回想記やインタビュー記録等で補った。使用した史料は、フィリピンの中心都市であるマニラに所在していた日本陸軍第14軍憲兵隊本部、および、フィリピンの要地に駐留していた憲兵分隊・分遣隊³で作成された文書である。防衛研究所に所蔵されている太平洋戦争中にフィリピンで治安維持を重要任務の一つとして活動した憲兵隊に関連する文書は膨大であり、簿冊数は160冊を超える。これらの史料は、治安維持の観点からの研究には、これまでほとんど使用されていない⁴。そうした意味において、本稿は、これまで正面から取り上げられる

1 「抗日ゲリラ」という表現も使用されている。

2 フィリピンの「独立」は1943年10月14日、米軍がフィリピンのレイテ島に上陸を開始するのは44年10月20日である。

3 1944年6月1日の時点で、憲兵分隊は33個、憲兵分遣隊は10個であった。第14軍憲兵隊の総人員は1560名（このうち憲兵は805名、補助憲兵は393名）で、マニラの本部に60名、北部のルソンに750名、中部のビサヤに370名、南部のミンダナオに380名という配置であった（佐竹久『ほうふつたるルソン戦線—若き憲兵の従軍記録—』〔三崎書房、1973年〕118-123頁）。

4 例外は、太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政—治安対策を中心に—」（『政治経済史学』第172号、1980年9月）で、注記ではあるが、憲兵隊関連文書に依拠した記述が1ヵ所ある。管見の限りではあるが、同論文は、戦争中のフィリピンにおける治安に関する日本側の取り組みを正面から取り上げた先行研究としては唯一のものであり、防衛研究所が所蔵する「軍政広報」、「軍政関係法令集」、「比島軍政ノ概要（素案）」といったフィリピンの軍政に関する資料に依拠して、特に法制度の面から治安対策について明らかにしている。

太田論文以外に本稿のテーマに関連する先行研究を強いて求めれば、フィリピン近現代史を研究する中野聡が日本のフィリピン占領体制の特徴について述べた論文（中野聡「宥和と圧政—消極的占領体制とその行方—」池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』〔岩波書店、1996年〕）の中で、第14軍宣伝班（のち報道部）関連資料や同班所属で宣伝工作の実務に当たった人見潤介のインタビュー記録、および、フィリピン側の資料に基づいて、人見が実施した米比軍敗残兵の投降・帰順工作やゲリラと民衆の離間工作、そして、人見の活動が終わったあとに陸軍部隊が実施したゲリラ討伐について言及している程度である。同じくフィリピン近現代史を研究している池端雪浦も鉱山開発との関連でゲリラの組織、活動、影響、日本側の被害状況等について述べているが（池端雪浦「鉱山開発と現地社会の抵抗」池端編『日本占領下のフ

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

ことがほとんどなかったテーマについて、その観点からは使用されていなかった史料に基づいてなされた試みと言えよう。

1 抗日ゲリラの活動その他の諸事案の諸相

(1) 治安攪乱事件の発生数と内訳

表1 1943年10月以降のフィリピンにおける治安攪乱事件の発生数（月別）

年月	合計	被害者	小計	匪襲	テロ	破壊	放火	流言宣伝
1943年 10月	191	日本軍	34	19	2	13		
		軍以外	157	52	70	6	3	26
11月	237	日本軍	45	22	3	20		
		軍以外	192	86	64	5	6	31
12月	274	日本軍	55	36	1	18		
		軍以外	219	73	89	7	4	46
1944年 1月	269	日本軍	40	24	4	12		
		軍以外	229	65	105	9	1	49
2月	287	日本軍	67	43	4	19	1	
		軍以外	220	70	92	10	11	37
3月	278	日本軍	60	50	3	6	1	
		軍以外	218	63	118		2	35
4月	381	日本軍	75	53	1	21		
		軍以外	306	87	135	13	14	57
5月	323	日本軍	74	42	5	27		
		軍以外	249	75	128	6	16	24
合計	2240	日本軍	450	289	23	136	2	
		軍以外	1790	571	801	56	57	305
			2240	860	824	192	59	305

※ 第14軍憲兵隊本部が、毎月、作成していた「治安月報」に別紙として付されていた「治安概況表（軍

ィリピン』、日本側によるゲリラへの直接的な対応には話が及んでいない。

戦史研究年報 第23号

関係被害)」および「治安概況表（地方関係被害）」をもとに筆者が作成。

表1は、フィリピンが「独立」した43年10月から翌44年5月までの間に、同地で発生した治安攪乱事件の数を、月別、被害者別、種別に示したうえで、本稿の対象時期のそれぞれの合計を記載した表である。この表1は、第14軍憲兵隊本部が、毎月、作成していた「治安月報」に別紙として付されていた「治安概況表（軍関係被害）」および「治安概況表（地方関係被害⁵）」をもとに筆者が作成したものである⁶。管見の限りであるが、本稿執筆時までに、44年6月以降の「治安月報」を発見するに至っていない。

ちょうどその頃、フィリピンでは、「治安担当の憲兵は終始その反日分子の視察内偵検挙等に多忙を極め」、同時に、「マニラ周辺に対する（米軍による）爆撃も一段と熾烈を極め連日二百波及三百波の執拗な来襲を見た⁷」（カッコ内、筆者）という状況であった。また、米軍のフィリピン進行を阻止することを目的とする部隊の改編が進められており、第14軍は7月28日付けで第14方面軍に昇格している。こうしたことに鑑みて、この時期以降、「治安月報」は作成されなくなっていた可能性があるが、確認できなかった。なお、第14軍憲兵隊「治安月報」は、フィリピン内の要地に駐屯していた憲兵分隊・分遣隊・派遣隊が、毎月1回、あるいは、半月ごと、10日ごと等、定期的に第14軍憲兵隊本部へ提出していた文書をもとにして作成されていたと考えられる⁸。したがって、そこに記されている数字は、あくまで各地の憲兵隊によって把握され、かつ、本部へ報告された情報に基づいていることになる。

表1からは、月別の事件数の増減や、どの時期に、いかなる種の事件が多かったか、あるいは、少なかったかといったこと等についてうかがい知ることができる。

まず、月別に見て、本稿の対象時期中、治安攪乱事件の発生数が最も多かったのは、44年4

⁵ ここでいう「地方」とは、「軍以外」の意であるが、単に「民間」ということではなく、日本陸軍の将兵・軍属、装備、施設等以外を意味しており、一般住民（フィリピン人、日本人、中国人等）やその所有物（家屋、現金、貴金属、食料、衣類、家畜等）だけではなく、地方の首長、官吏、警察官等の公的な人物、役所、警察署、学校等の公的な機関・施設をも含んでいる。

⁶ 第14軍憲兵隊長「治安月報（十月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年11月14日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年」防衛省防衛研究所蔵）。同「治安月報（十一月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年12月15日）（同上）。同「治安月報（十二月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1944年1月18日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2」防衛省防衛研究所蔵）。同「治安月報（一月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1944年2月17日）（同上）。同「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1944年3月15日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」防衛省防衛研究所蔵）。同「治安月報（三月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1944年4月19日）（同上）。同「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1944年5月18日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」防衛省防衛研究所蔵）。同「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1944年6月26日）（同上）。

⁷ 佐竹『ほうふつたるルソン戦線』130頁。

⁸ 第14軍憲兵隊「治安月報」の編集業務については、例えば、佐竹久「現場の若き憲兵からみた軍政」（インタビュー 7）日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本のフィリピン占領』（南方軍政関係史料⑮）（龍溪書舎、1994年）257-259頁を参照。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

月で、381件である。また、前月の3月までは、43年10月=191件、11月=237件、12月=274件、44年1月=269件、2月=287件、3月=278件というように、確かに全体として増加傾向にはあったが、44年4月は前月に比べて103件も増えており、それまでにない大幅な増加である。なお、翌5月は323件と4月に比べれば58件減少（軍以外を被害者とする事件数の減少分〔57件減〕にほぼ相当）しているものの、本稿の対象時期中、2番目に発生数が多い。したがって、少なくとも2ヵ月間、治安攪乱事件の多発状態が続いたことになる。

その44年4月に件数が大幅に増加している状況を被害者別に見てみると、軍以外を被害者とする事件の数が前月の218件から306件へと88件増加している。一方、日本軍を被害者とする事件の数は60件から75件へと増えてはいるが増加の幅は15件（破壊の件数の前月からの増加数に相当）である。このことから、軍以外を被害者とする事件の増加が同月の事件数の大幅な増加をもたらしたと言える。

また、同月の軍以外を被害者とする事件数の増加について事件の種別で見えていくと、前月に比べて最も事件数が増加しているのは匪襲であるが、その増加数は24件である。匪襲の次に増加数が多かったのは流言宣伝で、22件増である。その他、テロは17件増、破壊は13件増、放火は12件増である。このように種別で見た場合、何かが特に目立って事件数が増えていると言うよりも、すべての種において増加したとするべきであろう。なお、月間での事件発生数を種別に見た場合、同月の匪襲、テロ、破壊、流言宣伝の件数は、本稿の対象時期中、月間では最多であるが、放火のみ、翌5月が最多である。

次に、本稿の対象時期全般における治安攪乱事件の発生数を被害者別に見てみると、一般的に軍以外を被害者とする事件の数が日本軍を被害者とする事件の数を大きく上回っている。日本軍のフィリピン上陸以降、フィリピンの「独立」までの間（日本軍政期にほぼ相当）に同地で発生した治安攪乱事件の数を、月別、被害者別、種別に記載した表2をあわせて参照すると、42年11月までは日本軍を被害者とする事件の方が軍以外を被害者とする事件よりも多かったが、翌12月以降は、軍以外を被害者とする事件の数が日本軍を被害者とする事件の数を大きく上回るようになる。その傾向が本稿の対象時期であるフィリピン「独立」後も続いたと言える。ただし、事件発生数を種別に見ると、破壊に関してのみ、日本軍を被害者とする事件の数が軍以外を被害者とする事件の数を上回っている。この例外的な逆転現象は、日本軍のフィリピン上陸以降、常に変わることがなく、本稿の対象時期に入っても継続した。

戦史研究年報 第23号

表2 1943年10月以前のフィリピンにおける治安攪乱事件の発生件数(月別)

年月	合計	被害者	小計	匪襲	テロ	破壊	放火	掠奪	流言宣伝	その他
1942年 2月*	11	日本軍	3	2	1					
		軍以外	8		1		7			
4月	85	日本軍	56	4		42			5	5
		軍以外	29	14	4		8		2	1
5月	91	日本軍	45	6	6	29			3	1
		軍以外	46	24	7	3	3		9	
9月	129	日本軍	50	21	2	14	2	1	10	
		軍以外	79	51	11	5	4	2	3	3
10月	98	日本軍	51	23	2	15			11	
		軍以外	47	24	15	2	2		2	2
11月	207	日本軍	100	63	3	24		2	8	
		軍以外	107	32	46	8	3	7	8	3
12月	385	日本軍	153	82	1	59	2		9	
		軍以外	232	51	70	22	61	24	4	
1943年 1月	193	日本軍	55	28		27				
		軍以外	138	45	50	3	20	10	10	
2月	258	日本軍	91	52	1	38				
		軍以外	167	62	61	8	13	15	8	
3月	283	日本軍	111	83		25	3			
		軍以外	172	140	12	6	8		6	
4月	215	日本軍	59	34	7	16			2	
		軍以外	156	27	109	3	13		4	
5月	227	日本軍	43	24		19				
		軍以外	184	73	93	10	3		5	
6月	280	日本軍	59	36	4	19				
		軍以外	221	90	107	2	7		15	
7月	282	日本軍	66	39		27				
		軍以外	216	82	97	33			4	

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

8月	232	日本軍	62	31	6	25				
		軍以外	170	71	61	23			15	
9月	246	日本軍	45	21	3	21				
		軍以外	201	91	75	9	2		24	
10月	191	日本軍	34	19	2	13				
		軍以外	157	52	70	6	3		26	

* 1942年2月は、同月23日付の数字で、同月のみでなく、開戦以降に発生した事件を含む。

※ 基本的に、第14軍憲兵隊（42年2月～5月については、その前身である第1野戦憲兵隊）本部が毎月作成していた「治安月報」に別紙として付されていた「治安概況表（軍関係被害）」および「治安概況表（地方関係被害）」をもとに筆者が作成（42年2月についてのみ、文書名は「治安月報」ではなく、「呂宋平野ニ於ケル一般治安状況」で、諸事件の概況について記した表は別表ではなく、本文と一体化）。

さらに、本稿の対象時期中（概ねフィリピン「独立」後）の治安攪乱事件の発生数と、それ以前の日本軍政期間中の状況を比較すると、何が見えてくるであろうか。

表3 フィリピンにおける治安攪乱事件の発生数（年別）

年	合計	被害者	小計	匪襲	テロ	破壊	放火	流言宣伝	放送	その他
1942年	1305	日本軍	602	230	23	241	9	86	2	11
		軍以外	703	320	173	44	90	31		45
1943年	2209	日本軍	591	348	21	217	3	2		
		軍以外	1618	681	658	97	66	91		25

※ 比島憲兵隊本部「治安攪乱事件地方別表」（1943年10月20日調）（「パラワン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月14日～19年7月9日」防衛省防衛研究所蔵）をもとに、筆者が作成。

表3は、43年10月14日にフィリピンが「独立」してから6日後の20日に日本陸軍第14軍憲兵隊（比島憲兵隊）本部（在マニラ）が作成した「治安攪乱事件地方別表⁹」をもとに筆者が作成したものであり、41年12月に日本軍がフィリピンに上陸して以降に同地で発生した治安攪乱事件の数を、年別、被害者別、種別に示している。なお、下段では年を「1943年」と記しているが、これは同年1年間（年初から年末までの通年）という意味ではなく、実際には、

⁹ 比島憲兵隊本部「治安攪乱事件地方別表」（1943年10月20日調）（「パラワン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月14日～19年7月9日」防衛省防衛研究所蔵）。

年初から概ねフィリピンが「独立」する10月14日までを、その期間としている。

表3からうかがい知れるように、両年の件数の合計を比べてみた場合、治安攪乱事件の発生数は、42年=1305件、43年=2209件というように、43年は前年に比べて904件増加していた。この比較から、42年より43年の方が治安は悪化したか、あるいは、少なくとも改善には向かっていなかったと考えざるを得ない。これらの数字と表1の43年10月から翌44年5月までの間の治安攪乱事件の発生数の合計=2240件を比較すると、後者は8ヵ月間の数字でありながら、43年の2209件を上回っている。また、先に述べたように、この43年の2209件という数字は43年一年間のものではなく、年初から概ね10月半ばまでの間に発生した治安攪乱事件数である。つまり、フィリピン「独立」後の8ヵ月間の件数が、それ以前の日本軍政下での9ヵ月半の件数を上回っているということなのである。(この統計では、43年10月前半に発生した治安攪乱事件の数は双方に含まれてしまっているため、比較に、多少、厳密さが欠ける点是否めない。)したがって、日本軍政期からフィリピン「独立」後にかけて治安はいっそう悪化したと言える。

表3の43年の数字と、表1の合計の数字を比較して、増加が顕著であるのは、軍以外を被害者とする治安攪乱事件数の合計(1618件→1790件)、軍以外を被害者とするテロ(658件→801件)と流言宣伝(91件→305件)¹⁰である。先述したように、軍以外を被害者とする事件数の増加は日本軍政期から継続する流れであるが、流言宣伝の件数の増加は3倍以上と、かなり大幅である。

一方、反対に表2の43年の数字と、表1の合計の数字を比較して、後者の期間の方が短いという事情を考慮しても、件数が減少していると判断できるのは、破壊である。これも先に述べたように、破壊は日本軍を被害者とする事件が軍以外を被害者とする事件よりも発生数が多いという例外的な種であるが、43年11月以降、日本軍を被害者とする事件が全体として漸増傾向に転じているにもかかわらず、その流れに反して減少しているという点でも例外的である。

(2) 治安攪乱事件の行為主体と被害内容

第14軍憲兵隊本部が、毎月、作成していた「治安月報」に別紙として付されている「治安概況表(軍関係被害)」および「治安概況表(地方関係被害)」には「被害(影響)」の欄があり、そこを見ると、治安攪乱事件の行為主体(加害者)、被害者、被害状況等の概要を知ることができる。まず、治安攪乱事件を行為主体に注目して見ていくと、敗匪、兵匪、匪団、匪徒、敵匪、武装敗匪、武装匪、敗残兵、抗日軍(抗日匪、抗日匪団、抗日分子)、不逞団、不逞分子、共産

¹⁰ 流言宣伝は1943年1月以降、同年4月の2件(注20を参照)を除いて、すべて「治安概況表(地方関係被害)」の方に記載されている。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

匪（共匪、共匪団）、匪賊、ゲリラ（ゲリラ隊、ゲリラ隊員）といった表現が目につく。特に敗匪、兵匪の多さは他を圧倒している。それらは匪襲として種別される事件だけでなく、他に種別されている事件にもほぼまんべんなく見られる。また、上記のように、敗匪、兵匪等、表現に違いはあるものの、その違いは、おそらく、それぞれの行為主体の性質が多少なりとも異なることの影響や、情報の提供者あるいは文書作成者の選択によるものと推測される。いずれにしても、今日、最も馴染みのある表現で集約すれば、「ゲリラ」によって大半の事件が引き起こされていたと言えよう。

そうした中でも、あくまで、「治安概況表（軍関係被害）」や「治安概況表（地方関係被害）」の記載上のことであるかもしれないが、基本的に匪首の名に由来する個々のゲリラ集団の呼称が、多数、記されている。例えば、南カマリネス州（フィリピン北部ルソン島南部）のバドア匪、ソルソゴン州（同）のラボス匪、レイテ州（フィリピン中部ビサヤ地方のレイテ島）のカングレオン匪、ダバオ市（フィリピン南部ミンダナオ島）のラウレタ匪、コタバト州（同島内陸部、ダバオ市西方）のマタス匪等である。これは日本陸軍憲兵隊、フィリピン警察等によるゲリラに関する情報収集の成果の表れである。

他方、強盗・強盗団等、ゲリラ等とは異なる呼称で表記されている犯罪集団を行為主体とする事件も多発しているように見受けられるものの、比人、不逞者、挙動不審者といった個人による通常の犯罪事件は、例外的にマニラ市では多発状態が続いたが、マニラ市以外ではゲリラによる事件の発生数に比べて、はるかに少ない。したがって、43年10月から翌44年5月までの間、フィリピンにおいて治安の回復・維持を妨げていた主たる存在は、ゲリラであったということになる。

ただし、共産匪（含、抗日国民軍¹¹）による治安攪乱事件が比較的多く発生しているのは、ヌエバエシハ州、プラカン州、パンパンガ州、および、タルラック州というルソン島中部（マニラ北方）の隣接する4つの州にほぼ限定される。また、共産匪による事件の発生数も目立って多いというわけではない。そうした状況から、この時期、共産匪はテロ活動を実施しつつも、地下に潜行しての勢力基盤の拡大・強化といった潜行的活動を余儀なくされていたと言えよう¹²。

次に、43年10月から翌44年5月までの間の治安攪乱事件の被害内容について、事件の種別に検討する。その際、特に事件の被害者と被害状況に留意するが、言うまでもなく、被害者は個人の場合もあれば、集団・組織の場合もある。被害の対象は、軍民を問わず、人であるこ

¹¹ 1942年2月6日に結成されたフクバラハップ（Hukubalahap）を、日本陸軍では、「抗日国民軍」と呼称していた。

¹² 例えば、第14軍憲兵隊長「治安月報（十一月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1943年12月15日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年」）、同「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年5月18日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）等を参照。

とが多いが、特に軍以外の場合は人ばかりでなく、地域共同体、公的機関、建造物、交通手段、通信施設、個人や組織の所有物等、多岐にわたる。

最初に、当該時期の治安攪乱事件全体の4分の3を占める匪襲とテロを取り上げるが、匪襲とテロは違いが明確でないため、両種に分類されている事件を包括的に検討する。ただし、日本軍を被害者とするテロは、表1からも明らかのように、発生数のごくわずかである。したがって、匪襲とテロを包括的に検討するとはいえ、日本軍を被害者とするケースの検討対象は、概ね匪襲である。

その日本軍を対象とする匪襲とテロの場合、具体的な被害者は、集団・組織としては、以前の日本軍政下にあった時期と同様に、警備隊とその分遣隊や分哨である事件が圧倒的に多い。それに続くのが、守備隊とその分遣隊である。また、海軍陸戦隊や陸軍の船舶部隊である「暁部隊¹³」、さらには、飛行場設定隊を被害者とする匪襲が目を引きやすく指摘し得る。

個人のレベルに目を向けると、兵が被害者となっているケースが最も多く見受けられる。それに下士官、将校が続く。また、憲兵隊や警備隊に用いられている密偵が、被害者となっているケースが散見される（密偵が被害者となっている事件は、日本軍を被害者とする事件の方だけでなく、軍以外を被害者とする事件の方にも記載が散見される）。なお、本稿の対象時期においては、日本軍の要人を被害者とする事件は発生していない¹⁴。

部隊や将兵を被害者とする匪襲とテロの発生状況であるが、警備中、巡察中、情報収集、威力偵察を含む偵察中、連絡中やその帰途、海上航行中、ゲリラの討伐・掃討中、演習中、宣撫工作や投降・帰順工作へ向かう途中やその帰途というように、行動中や移動中に狙われることが多い。また、電話線、橋梁等の補修中に被害に遭うケースも顕著である。さらに、軍用自動車、特に物資や人員を輸送中の自動貨車（トラック）が襲撃される事件が多発傾向にあるが、トラック以外の乗用車や連絡のための車両も襲われている。他の交通手段では、船舶の被害が目を引きやすい。

次に軍以外が被害者となった匪襲とテロについて検討する。表1で示したように、匪襲とテロともに、日本軍が被害者となった事件よりも軍以外が被害者となっている事件の方が、発生数が格段に多い。特にテロについては顕著である。また、表2および表3の数字を見ると、その傾向が日本軍政期から続いていることも明らかである。

¹³ 暁部隊の中でも、ミンダナオ島のダバオに司令部を置いていた第5船舶輸送司令部の隷下部隊が特に被害に遭っていたようである。

¹⁴ フィリピン「独立」前の時期では、1943年3月5日に第14軍司令官・田中静彦中将の一行がフィリピン中部ビサヤ地方にあるバナイ島のイロイロ州ランブナオ村において討伐作戦指導のための巡視中にゲリラに襲撃されている。田中軍司令官に怪我はなく、被害は護衛の憲兵1名が負傷したのみであった（第14軍憲兵隊長「治安月報〔三月〕提出ニ関スル件報告『通牒』」〔1943年4月13日〕〔「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年3月1日～4月17日」防衛省防衛研究所蔵〕。具体的な状況については、熊井敏美『フィリピンの血と泥—太平洋戦争最悪のゲリラ戦—』（時事通信社、1977年）58頁を参照。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

軍以外を対象とする匪襲とテロの内容を¹⁵、具体的に、まずは、被害者別に見ていくと、被害者が個人である場合は、当然ながらフィリピン人が被害者となっているケースが圧倒的に多く、外国人は少ない。フィリピン人でも、確かに多くの一般住民が害を被っているが、特定の役割を負っているフィリピン人が、ある程度、集中的に匪襲やテロの目標とされていたと言える。例えば、警察、巡警隊¹⁶等、治安の維持に係わる活動に携わるフィリピン人である。先述の「治安概況表（地方関係被害）」を見ると、より具体的に、警察官、警察隊員、巡查、巡警隊員が被害者として、頻繁に記載されている。また、数は少ないが警察署長も被害に遭っている。さらに、警察とは異なるが、自警団や保甲¹⁷といった警察を補助する役割を負う機関の関係者も匪襲やテロの目標とされる傾向を見て取れる。

こうした警察関係者等が被害に遭う状況としては、巡察中、警戒中、検問中、立哨中、偵察中、情報収集中といった活動中のところを襲撃されるケースが多い。また、被害の内容は、殺傷、拉致も依然として散見されるが、警察関係者等が所持する拳銃、小銃、それらの弾薬を掠奪される事件が多発している。これは、ゲリラ側が武器・弾薬を必要としていたということと、武装している警察関係者等を襲って武器・弾薬を奪うことができるほど、ゲリラの側も武装を強化し、高い襲撃能力を有していたことの表れであると言えるのではなかろうか。

親日フィリピン人を被害者とする匪襲とテロも目立って多い。親日フィリピン人の中でも、日本軍の憲兵隊、警備隊等に協力していた密偵や討伐隊の道案内人、あるいは、敗残兵等の投降・帰順工作で日本軍に協力していた既投降匪が被害者となっているケースが多い¹⁸。また、ジャーナリストで独立運動に参加していたベニグノ・ラモス（Benigno Ramos）が戦前に結成し、日本軍政初期に日本と協力関係にあったガナップ党の関係者（旧ガナップ党員）も匪襲や

¹⁵ 匪襲とテロの違いが必ずしも明確でないのは日本軍が被害者である事件の分類状況と同じである。違いは、軍以外を被害者とする場合、1943年11月を例外として、テロに分類されている事件の発生件数の方が、匪襲のそれを上回っていることである。

¹⁶ 太平洋戦争開戦当時、フィリピンには1901年に創設された「コンスタビュラリー」（Constabulary）と称される治安維持のための「巡警隊」と「地方警察」（「州警察」、または、「市町村警察」とも呼称されていた。）が並存していた。「コンスタビュラリー」は中央の行政府の指揮に属して地方の首長には権限がなく、反対に、「地方警察」は地方の首長の指揮に属して、そこには中央の行政府の権限は及ばなかった。日本側は軍政下において、こうしたフィリピンの警察制度を改正し、当時の日本の警察制度のように、「コンスタビュラリー」と「地方警察」を一元化して国家的な警察制度に改め、効率的な運用を図ろうとした（第一復員局「南方作戦に伴う占領地行政の概要」〔1946年5月、防衛省防衛研究所蔵〕。佐竹『ほうふつたるルソン戦線』91頁）。

¹⁷ 保甲制度とは、一般住民による自警組織で、1942年8月7日から実施された（太田「フィリピンにおける日本軍政」38頁）。「保甲制度創設要綱」によれば、その方針は、一般住民が保甲の哨戒にあたることで各住民の「自粛自戒」を促し、その「有機的活用」によって「更ニ治安維持ノ完璧ヲ期スル」ことであった（「保甲制度創設要綱」〔1942年7月6日〕〔「イロイロ憲兵分隊執務参考綴 昭和17年5月25日～12月5日」防衛省防衛研究所蔵〕）。

¹⁸ 既投降匪が被害者となっている事件では、必ずしも日本軍との協力関係が明らかでない場合がある。また、投降を企図している間に被害に遭うゲリラもいた。

テロの目標にされた。さらに、日本企業の従業員や使用人の被害も目に留まる。

特定のフィリピン人では、ほかにも、町長、村長、部落長、区長、保甲長、隣組長といった地方行政の代表者が、数多く匪襲やテロの被害に遭っている。特に保甲や隣組という日本の軍政下で創設された末端機関の代表者が、人数が多いということもあろうが、害を被っているケースが目につく。

一般のフィリピン人も、当然ながら、多数が被害を受けている。被害内容としては、殺傷や拉致が多数を占めるが、金品等の掠奪も多い。また、一般のフィリピン人の場合、その住宅、あるいは、部落そのものが襲撃される事件も多い。そうした場合は、殺傷や拉致も起きているが、むしろ、現金、食料、衣類、家財、家畜等を掠奪されているケースが少なくない。特に水牛、牛、馬といった家畜が掠奪されるケースが顕著である。

先に述べたように、外国人が被害者である事件は全体として少ない。ただし、そうした中でも、日本人と中国人の被害は散見される。日本人の場合は企業関係者であり、中国人の場合は、華僑協会の理事のような親日華僑が、おそらくは意図的に襲われて殺傷されるという事件が起きているものの、大半は一般の中国人が金品等を掠奪する目的で被害に遭っているように見受けられる。

軍以外が被害者となっている匪襲やテロの中で、被害者が集団・組織であるケースとしては、先述のように、部落や家族といった住民を対象とする事件は頻発しているものの、公的な機関や施設が襲撃される事件は少ない。そうした中でも、役場（町役場、村役場）を対象にした事件は目につく。民間では、日系企業の施設（事業所、倉庫、社宅、農場等）が襲撃対象とされやすかったようである。

他方、自動貨車（トラック）、乗合自動車（バス）、乗用車、列車といった交通手段を対象とする匪襲やテロは多発傾向にある。こうした乗り物に対する襲撃は乗客や運転手の殺傷や拉致という被害をもたらす場合もあるが、多くは、乗客が所持する金品等（特に現金）や積み荷を目当てに行われている。また、積み荷に関しては、砂糖が掠奪される事件が複数発生している。

ここからは、匪襲とテロ以外の治安攪乱事件について検討する。

破壊による被害は、日本軍関係の場合、軍用電線（電話線、電信線）の切断・窃取が件数において圧倒的である。それに次ぐ被害は橋梁の破壊・焼却であるが、件数はわずかである。日本軍はこの種の事件によって、部隊間の連絡に支障を来したり、行動が妨げられたりするだけでなく、補修のために出動した部隊が作業中にゲリラに襲われるという二次被害の危険にも見舞われている。また、珍しい事件としては、軌条用のナット15本が窃取・破壊されたケースがあり、電柱が一度に80本も窃取されるという大胆な事件も起きている。過激なものとしては、日本軍が管理していたマンカヤン鉱業所の自動車1台が路面に敷設されていた地雷によって爆破され、フィリピン人4人が負傷するという事件が発生、それが破壊に分類されている。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

軍以外が被害者となっている破壊の件数は、日本軍関係の場合の半分以上と、絶対数が少ない。その被害の内容は日本軍関係の場合に似て、電燈線、電話線、電信線が切断・窃取される事件が多く占めている。また、同じように、橋梁、道路、鉄道のレールが被害を受けている。

放火については、本稿の対象時期中に日本軍関係がその被害に遭ったのは、統計上、わずか2件で¹⁹、すべてと言ってよいほど軍以外が対象である。中でも、放火の被害に最も遭っているのは、フィリピン人家屋である。それも、旧ガナップ党员等の親日フィリピン人宅が害を被るケースが多い。また、放火の場合、1つの事件につき1家屋のみが対象であった場合もあるが、一度に複数家屋、場合によっては数十軒も巻き込まれるケースがあるうえに、匪襲等に併って放火がなされる場合も多く、後者のような事件は、統計上、放火ではなく、概して匪襲として分類される傾向にある。したがって、放火による実際の被害は数字以上であると考えなければならぬ。

最後に、流言宣伝について検討する。表1を見てわかるように、流言宣伝はすべて軍以外を被害者とする事件として分類されている。43年1月以降、同年4月の2件を除き²⁰、ほかはすべて軍以外に分類されていることから、この時期を境に、流言宣伝は基本的に軍以外を被害者とする事件に分類することになったのではないかと推測される。そのような措置が採られるようになったのは、個々の流言宣伝による被害や影響の程度が必ずしも明白でない場合が多く²¹、また、被害内容からも、個別の被害者を判別したり、限定したりすることが困難であったためではなかったかと考えられる。

流言宣伝の形態は、口伝による流言流布がほとんどである。それ以外の形態としては、宣伝文の撒布・送付・貼付、あるいは脅迫文の投げ込み等が行われていた。後者の場合、実行するには、ある程度の資金力や組織力が必要であるため、主体は概して、日本側に名の知れたゲリラ組織であり、一部に抗日華僑によるものもあった。また、前者の流言流布も、少なくとも出所が明らかにされているものは、概ねゲリラによる。

¹⁹ 2件の放火は、1944年2月と3月に発生している。前者はゲリラ隊によってサンバレス州ポトランの古河鋳業事務所、同倉庫等が焼却された事件、後者は敗匪によってセブ州アルガオ町駐屯部隊が襲撃されて部落が放火された事件である。こうした被害の内容から、純粋に日本軍が被害者であるとは言い難いようにも思われる。

²⁰ 2件のうち1件は、日本軍が瓦斯弾を使用して多数の住民を殺害したという宣伝がなされたケース、もう1件は市場に「大日本軍ニ告ク」と題する抗日宣伝文が貼付されたケースで、内容が直接的に日本軍に関するものであったことから日本軍関係の事件として分類されたものと思われる（第14軍憲兵隊長「治安月報〔四月〕提出ニ関スル件報告『通牒』〔1943年5月13日〕〔「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年5月～6月」防衛省防衛研究所蔵〕）。

²¹ 中には、ミンダナオ島のダバオに米軍機が来襲する等の流言で約500人が市外に移住したり、セブ州警察隊第7中隊から中隊長以下58名が武装投匪したりというように、明らかな影響が出たケースもある（第14軍憲兵隊長「治安月報〔二月〕提出ニ関スル件報告『通牒』〔1944年3月15日〕〔「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年2/2』〕。同「治安月報〔五月〕提出ニ関スル件報告『通牒』〔1944年6月26日〕〔「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年1/2』〕）。

流言宣伝の主体がゲリラということであれば、その内容も親米・反日となる。具体的には、日本や枢軸国側の戦況悪化と首相辞任等の不安定な政情、その反対に、米国や連合国側の優勢、米軍のフィリピンへの再来・来援（上陸、空爆等）、日本のフィリピンに対する不忠等の対日誹謗、対日協力者への批判が内容の主たるものである。また、44年3月以降になると、米潜水艦のフィリピン周辺海域での頻繁な出没とゲリラへの武器弾薬等の供給、警察隊員への投匪と日本軍の捕虜となっている米比軍将兵への逃亡の呼びかけを内容とする流言宣伝が増えている。こうした工作によって、日比離間とフィリピン人の抗日意識の昂揚をもたらそうとするのがゲリラ側の目的であった。

2 日本側の対応—効果と問題—

43年10月のフィリピン「独立」以降、同地における抗日ゲリラの活動その他の諸事案に対応するため、日本側は陸軍が主体となって、場合によってはフィリピン側を支援するという形をとりながら、討伐、投降・帰順工作、宣伝・宣撫、捜査・検挙、ゲリラ側の連絡の遮断等を実施した。ここでは、日本側が講じた諸対応策について、その効果と問題に留意しつつ述べる。

(1) 討伐

討伐（肅正、肅正討伐等の呼称も使用）は、フィリピンの「独立」後も日本陸軍が抗日ゲリラ対策に用いた最たる手段である。ただし、フィリピン「独立」から翌44年1月25日頃までは、フィリピン共和国大統領ホセ・ラウレル（José Paciano Laurel）が発した大赦令に基づいて、フィリピン側が主体となって実施した投降・帰順工作に重点が置かれ、それを日本側が側面的に援助する態勢が採られたため、米人からなるゲリラと米人を匪首とするゲリラに対する場合を除いて、日本陸軍は積極的な出撃討伐を差し控えた。しかし、大赦期間終了後は、フィリピン人からなるゲリラに対しても、計画的な討伐を再開した。また、場合によっては、フィリピン警察隊と協力して討伐に臨むこともあった。

第14軍憲兵隊の「治安月報」によれば、ゲリラ組織の性質、規模、活動地域等によって差はあるものの、44年4月までに、日本側の討伐によって、ゲリラ側の本拠地は壊滅、匪首や主要幹部は捕獲、組織は覆滅、残匪は四散、遁走するという事態が数多くもたらされる等、ゲリラ側の勢力は著しく衰えた。その結果、治安は良好に向いつつあった²²。一例ではあるが、パラ

²² 第14軍憲兵隊長「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年3月15日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」）。同「治安月報（三月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年4月19日）（同上）。同「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年5月18日）（「ビサヤ憲兵隊

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

ワン島北部で日本陸軍の警備隊とフィリピンの州警察隊の協力による討伐で、有力匪首のユヘニオ・メンドサを逮捕（1月7日）したことは治安区域の急速な拡大をもたらす要素となり、結局は一時的であったにせよ、治安上極めて良好な影響を及ぼしたとの評価がなされている²³。

討伐の要領についての試行錯誤は続いた。もともと、それまでの教訓から、捕虜から得た情報が最も的確であると考えられるようになっており、それが実践されている。例えば、第103師団では、討伐によって得た捕虜を徹底的に追及・尋問することにより、その匪首で北部ルソン再建米軍指揮官グレゴリオ・マナロ大佐のマニラにおける潜伏場所を明らかにして捕獲に成功（6月3日）したり²⁴、捕獲した通匪者の自供に基づいてゲリラ隊のキャンプを急襲（7月2日）したり、あるいは、討伐の際に逮捕したゲリラ隊将校の陳述から、その上官を逮捕（7月13日）するに至ったりしたという成果があげられている²⁵。

他方、討伐には限界もあった。特に有力なゲリラ組織は日本側の討伐を巧みに逃れて僻地山間等の討伐困難な地域や討伐の間隙地帯、あるいは地下に潜伏した²⁶。その間、ゲリラ側は可能であれば他のゲリラ組織や米豪側と連絡をとりつつ、組織の再建、勢力の回復を図った。

本節の最後に、第103師団に所属する部隊が9月3日に行った討伐と追撃討伐から導かれた教訓を抜粋して引用する。なお、読みやすさを考慮し、旧漢字を新漢字に、カタカナをひらがなに変えて記す。

一、討伐隊の行動

- 1、被襲部落に入るに際し……特に匪情多き地方に在りては十分に搜索をなしたる上、可能的警戒をなしつつ要すれば隣部落に於て土民等を使用して情報を確実に蒐集したる後進入し或は本道を避けて側面より而も成るべく高所より警戒しつつ進入するを要す
- 2、討伐隊は突発事発生に際し機を失せず之を所要個所に報告する為常に予め伝令となるべき人員を指定し置き事件発生するや機を失せず之を報告する手段を準備しあるを要す……
- 3、傭員の用法に関しては特に留意の上監督指揮するを要す即ち傭員を如何なる任務に就かしむべきやを確定し置くを要す……

比島治安情報綴 昭和19年 1/2)。

²³ パラワン憲兵分遣隊「治安月報（一月）」（1944年1月25日）（「パラワン憲兵分隊資料 昭和19年1月8日～19年9月28日」防衛省防衛研究所蔵）、同「治安月報（二月）」（1944年2月25日）（同上）。

²⁴ [第103師団司令部]「情報記録」（1944年7月3日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」防衛省防衛研究所蔵）、駿兵団司令部「情報速報」（1944年7月3日）（同上）。

²⁵ [独立歩兵第177大隊]「情報記録」（1944年7月13日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

²⁶ 第14軍憲兵隊長「治安月報（十一月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年12月15日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年」）。

- 4、戦闘に方り敵に機先を制せられたる場合に在りても一瞬の間克く地形を利用し要すれば一時其の場を避けて危機を脱し爾後適当なる地形を利用しつつ敵を攻撃するを要す
……

二、追撃討伐隊の行動

- 1、事件発生後出動を命せられたる部隊が事件後十数時間を経過せる翌早朝現場付近に到着し同一部落に対し慎重なる攻撃をなしあるも敵匪は既に遠く同部落を退去しありて爾後情報蒐集に長時間を要しあり

従来の戦例によるに我を急襲せる敵にして永く同一部落に止まるものなく直ちに逃避するを例とす

従ひて追撃隊は克く敵情地形の判断を適正にし敵のとるべき行動を判断して要すれば先回りする等の着意の下に其の所在を衝き止めるの着意あるを要す

特に同追撃隊は戦死者の処置に専念し敵に追躡するの着意を欠きしは適当ならず

此の際須く敵に触接して執拗なる追撃を敢行するを要す 戦死者は後刻懇ろに之を弔ひ殊に速に敵を捕捉し且之を殲滅して仇を報することにより戦友の英霊を慰むるを要す

- 2、追撃討伐隊は敗敵に対し触接斥候を派遣し之に食ひ下らしめ信号弾、煙又は火先信号等の方法により部隊に対し其の所在を通告せしむるの着意あるを要す

- 3、戦死者の屍体発見せらるるや本討伐隊は間もなく所属中隊長現場に来るべきを知りながら其の到着以前に之を茶毘に付したり 此の如きは軍隊の上級者と部下の情義を没却せる行為なるのみならず戦闘状況を推察すへき証拠を過早に煙滅する結果となり適当ならざる処置なり

三、其の他

今回敵匪の拠れる部落の掩体は以前同地に駐留せる警備隊の構築せるものにして全く敵に逆用せられたる結果となれり 自今警備隊の撤去に方りては工事掩体は之を敵匪等に利用せしめざる如く之を取り去るか破壊するを要す

又現に残置せられある工事は速に之を撤去するを要す²⁷

(2) 投降・帰順工作

先に述べたように、43年10月のフィリピン「独立」から翌44年1月25日頃まで、ラウレル大統領が発した大赦令に基づき、投降・帰順工作が重点的に実施された。その主体はフィリ

²⁷ 駿兵団〔第103師団〕司令部「情報速報（討伐教訓）」（1944年9月12日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

ピン側であり、日本側は講演会や町民大会の開催、宣伝やポスターの撒布・貼付等によって大赦令の趣旨の徹底を図ったり、投降勧告文の発送や匪首との会談を行って投降促進に努めたりすることによって、フィリピン側の工作を側面的に援助した²⁸。

確かに、フィリピン「独立」と大赦令はゲリラの一部に投降気運をもたらした²⁹。実際、12月末までに約4000名が投降・帰順した³⁰。また、年明けの大赦期間終了間際には、フィリピン政府要人等による活動、ラジオ放送、地方での宣撫工作等が活発になされた結果、ルソン島中部の共産ゲリラ活動地域付近を除き、各地で投降・帰順が増加、その数は約2万8000名にのぼった。第14軍憲兵隊は、この成果について、「匪団陣営ニ相当ノ動揺ヲ与ヘ一般民衆ノ啓蒙ニ相当効果ヲ肯カセルハ事実³¹」と評価している。

その反面、有力匪首は投降せず、また、保身のための偽装投降も否定できず、さらには、日本陸軍が積極的な出撃討伐を差し控えたのをよいことに、匪勢の集結・再建強化を企図し、漸次策動を活発化させ、行動を悪質化させるゲリラも存在した³²。そうしたことから、日本側は、武力弾圧を伴わない投降・帰順工作は効果がないとの示唆を得ている³³。

大赦期間が終了した44年2月以降、投降・帰順工作は討伐と併行して、また、場合によっては日本陸軍とフィリピン警察隊が協力して継続された。その結果、2月は匪首・幹部の捕獲と討伐によって身辺の危険を感じるようになったことが影響して³⁴、投降・帰順者は1万2262名を数えた。中でも特筆すべきは、第14軍憲兵隊が警備隊と協力して、米比極東軍ゲリラ隊西部バンガシナン地区隊長で米人のボツトナム少佐とその副官である米人のダケット大尉、さらに、米人1名を含む幹部多数を捕獲(2月9日)したことによって、同地区住民で同ゲリラ隊

²⁸ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年1月18日)〔第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2〕。

²⁹ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1943年11月14日)〔タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年〕。同「治安月報(十一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1943年12月15日)〔同上〕。

³⁰ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年1月18日)〔第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2〕。この時期、タラワとマキンでの戦いにおける日本軍の敗北による戦況の変化、匪首による投降阻止、フィリピン人地方工作員の緩慢低調等により、投降・帰順を躊躇するゲリラが存在した。

³¹ 第14軍憲兵隊長「治安月報(一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年2月17日)〔第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2〕。

³² 第14軍憲兵隊長「治安月報(十一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1943年12月15日)〔タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年〕。同「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年1月18日)〔第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2〕。同「治安月報(一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年2月17日)〔同上〕。

³³ 第14軍憲兵隊長「治安月報(一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年2月17日)〔第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2〕。

³⁴ パラワン島では日本側の生命保障方針に安堵して、ゲリラ隊将校3名、下士官6名が投降(2月14日)している(パラワン憲兵分遣隊「治安月報〔二月〕」[1944年2月25日]〔パラワン憲兵分隊資料 昭和19年1月8日～19年9月28日〕)。

に加入していた約4200名が帰順、組織の壊滅をもたらした一件であろう³⁵。

その後、投降・帰順工作は急速に効果を減じていく。投降・帰順者数は、3月＝1370名、4月＝666名、5月＝369名と急激な下降線をたどった。パラワン憲兵分隊は、その原因を、戦況の推移を窮知して、米軍の再来が近いと信じ、容易に投降しなくなったものと判断していた³⁶。また、第14軍憲兵分隊は、投降・帰順者の多くは翻然悔悟して降順したのではなく、保身を理由とする方便的偽装投降であると見ており、5月までに、投降・帰順工作には多くを期待し得ないと思えるに至っていた³⁷。

(3) 宣伝・宣撫

日本側の宣伝・宣撫の主要な目的は、フィリピンの住民を日本の戦争目的にそうように啓蒙教化することを通じて治安の安定・維持をもたらすことであり、さらには、フィリピン住民に日本の勝利を確信させて対米依存から脱却させ、日本軍に協力させることであった。そのため日本陸軍では各部隊が宣伝宣撫班を編成するなどして、日本の戦争目的、日本軍の実力と戦果、大東亜共栄圏の理念、開戦における米国の責任、米国によるフィリピンの圧迫搾取の歴史、米英側の劣勢状況、対米依存と対日抵抗の無価値、フィリピン建国のための勤労努力の必要性等を強調する宣伝を行っていた³⁸。

フィリピンが「独立」した頃には、それまでの宣伝・宣撫工作が地方によっては、ある程度の効果を発揮していた。例えば、ビサヤ地方やミンダナオ地方では、「匪民分離³⁹」がようやく顕著になってきており、ゲリラ側を狼狽させていた⁴⁰。また、レイテ島のタクロバンでは、44

³⁵ 第14軍憲兵隊長「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年3月15日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」）。

³⁶ パラワン憲兵分遣隊「治安月報（自三月二十六日 至四月二十四日）」（1944年4月25日）（「パラワン憲兵分隊資料 昭和19年1月8日～19年9月28日」）。同「憲兵月報（自六月二十五日 至七月二十八日）」（1944年7月29日）（同上）。

³⁷ 第14軍憲兵隊長「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年5月18日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）。もっとも、投降・帰順工作による成果が絶えたわけではなく、サマル島では州選出代議士マラボットの工作により、ゲリラに対して糧秣補給等を行っていた元バランギガ町長ドーランとその部下260名が兵器（拳銃11挺、猟銃50挺、弾薬若干）を携行して投降している（垣部隊〔第16師団〕本部「情報記録」〔1944年5月28日〕〔「タクロバン垣部隊情報綴 昭和19年5月5日～19年10月9日」防衛省防衛研究所蔵〕）。

³⁸ 渡集団〔第14軍〕司令部「宣伝計画」1942年6月10日（「イロイロ憲兵分隊執務参考綴 昭和17年5月25日～12月5日」防衛省防衛研究所蔵）、「第十一独立守備隊宣伝宣撫計画」（1942年11月10日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年6月29日～12月30日」防衛省防衛研究所蔵）。

³⁹ この場合の「匪民分離」とは、心理的な離間によって、一般住民がゲリラを支援しないようにすることである。

⁴⁰ 第14軍憲兵隊長「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年3月15日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」）。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

年4月29日の天長節に、約2000名の住民が自発的に祝賀行進や隣組別ラジオ体操競技会、軍民対抗野球等に参加した⁴¹。その一方、サマール島では効果はあまり認められず、「我が恩威未ダ滲透シ非ザルモノノ如シ⁴²」と認識されていた。

宣伝・宣撫の一環として、日本陸軍と地方の要人や一般住民との懇談や親善の機会も設けられるようになっていた。例えば、フィリピン側が主催する町長会議や郡部落長（町村長）大会に日本陸軍から師団の参謀長や警備隊長等が出席して講演や意見交換を行ったり、州知事主催の民衆大会や歓迎会に日本陸軍の部隊長が招かれ、集まった住民を相手に講演を行ったり、演芸会や映画会が日比親善を図る目的で催されたりした⁴³。

より具体的に、例えば、第16師団の取り組みを見てみると、同師団では44年度当初に第14軍の宣伝計画に基づいて師団の宣伝計画を立て、「特ニ宣伝ノ実行ハ敵性宣伝ニ必ラス常ニ機先ヲ制スルコトヲ目途トシ重点ヲ先ヅ師団防衛ノ重点タル『レイテ』『サマール』両地区ニ指向」し、「即チ宣伝実施ハ敵匪ノ活動ヲ封殺民心ヲ安定シ以テ比人ヲシテ防衛態勢ノ強化ニ対シ進ンデ我ニ協力セシムル如ク指導」することとしている。その要領として、

- 1、伝単作成配布
- 2、口頭宣伝の実施
- 3、対比人宣伝として（レイテ、サマール）伝単の常続的印刷配布（4月26日以降週2回）
- 4、軍民連絡所（タクロバン）開設

を実施した。タクロバンに開設された軍民連絡所は、住民への啓蒙宣伝、軍民の連絡、情報収集に活用され、効果を発揮したという。さらに、第16師団は、それまでレイテとサマールの州民に対する宣伝・報道をほとんど実施していなかったことから、対比人宣伝報道班を新たに編成した。そして、同班に、例えば、飛行場設定と防衛施設の工事にフィリピン人の協力を得るための宣伝活動や工事従事者の慰安等を行わせた⁴⁴。

日本陸軍による宣伝・宣撫工作は地域によっては、ある程度の効果を発揮したが、戦況の推移とともに、その効果も失われていった。第103師団は宣伝・宣撫によって敵側の諜報・謀略

⁴¹ 垣部隊本部「情報記録」（1944年5月5日）（「タクロバン垣部隊情報綴 昭和19年5月5日～19年10月9日」）。

⁴² 同上。

⁴³ 同上、「泉隊情報記録」（1944年10月10日）（同上）、バラワン憲兵分遣隊「治安月報（二月）」（1944年2月25日）（「バラワン憲兵分隊資料 昭和19年1月8日～19年9月28日」）、同「治安月報（自三月二十六日 至四月二十四日）」（1944年4月25日）（同上）。ツゲガラオ憲兵分隊「情報記録」（1944年7月11日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

⁴⁴ 垣部隊本部「情報記録」（1944年5月5日）（「タクロバン垣部隊情報綴 昭和19年5月5日～19年10月9日」）、同「情報記録」（1944年5月28日）（同上）。

の根源を撲滅できなかった原因を、「国民性ノ相違」や「言語ノ障壁ニヨリ意志ノ疎通ヲ欠ク」ことに求めている⁴⁵。

(4) 捜査・検挙

戦争中のフィリピンにおける抗日ゲリラの活動その他の諸事案に対応するために日本側が用いた手段として、討伐と並んで主要なものであったのは捜査であり、その結果としての検挙であった。同時に、討伐と捜査・検挙は、時として、その実施にあたって互いを必要としあい、相乗効果を発揮する場合が多々あった。

43年10月のフィリピン「独立」後の最初の大規模な事案は、翌44年1月27日に首謀者の一人である米人宣教師と部下の有力幹部の検挙によって解明が始まった抗日不穏文書配布事件（別名、米国諜報団事件）である。同事件は抗日煽動不穏文書が作製され、密かに政府要人以下知識階級等に配布されていた案件で、前年末からの偵諜の結果、敵側潜入諜報員（米人）の使喚を受けて活動していた米人宣教師等を検挙するに至ったのである⁴⁶。検挙後の取調べによって、フィリピン全体の諜報網の組織や潜入米人諜者、そして、敵潜水艦との連絡といったフィリピン政府要人や有力者に対する敵の策動状況等が明らかとなった。翌2月までに、本事件関係の検挙総人員は、104名に達した⁴⁷。その後も本件の検挙者に対する取調べは3月31日まで続けられ、最終的に5月9日、主要幹部等90名が第14軍軍律会議に事件送致されている⁴⁸。

匪首や主要幹部の検挙実績も着々と積み上げられた。主だったところでは、44年2月にはエンリケス少佐以下幹部21名、ROTC匪カヤブヤブ大尉以下15名、6月には、先に述べたように、北部ルソン再建米軍指揮官マナロ大佐を検挙している⁴⁹。また、捜査の結果である一斉検挙も行われた。一斉検挙の主な事例を挙げれば、2月に、隣組長でありながら、敗匪の諜報員として活動し、隣組員からなる諜報団を組織したエルネスト・オルミサヨ（敗匪軍曹）⁵⁰、3

⁴⁵ [第103師団司令部]「情報記録」（1944年7月11日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

⁴⁶ 第14軍憲兵隊長「治安月報（一月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年2月17日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2」）。

⁴⁷ 第14軍憲兵隊長「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年3月15日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」）。

⁴⁸ 第14軍憲兵隊長「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年6月26日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）。

⁴⁹ 第14軍憲兵隊長「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年3月15日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」）、「東地区警備隊情報記録」（1944年7月4日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

⁵⁰ 第14軍憲兵隊長「治安月報（三月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年4月19日）（「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」）。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

月に、パナイ島ペラルタ匪系マニラ市諜報部のアソン・シヨン⁵¹、さらに、在アグサシ州米比軍第10軍管区第110師団（マツクリツシュ匪）情報部員ラモン・ロドリゲス中尉（西比混血）を主体とするダバオ州（市）内諜報員71名（内40名を事件送致、ほかは教化を行ったうえで釈放）⁵²、5月に、米比軍第10区軍第106師団（米人匪首マツキー大佐系）コタバト諜報部のウスマン軍曹以下8名⁵³を検挙している。

そのほか、44年5月には、重慶政府の密命を受けてマニラ市内で反日宣伝に従事していた比律賓華僑青年戦時特別工作総隊の本拠を急襲、幹部5名を検挙し、機関紙『前鋒』の発刊を封殺、また、同月、米比極東軍ルソン島指揮官アンダーソン少佐（米人）の指導を受けてマニラ市内で反日宣伝や組織への勧誘等を行っていた反日宣伝団体「マハリカ」の関係者1名を検挙している⁵⁴。

さらに、7月には、溪谷部に新たなゲリラ連隊の編成を企図していた元カガヤン州知事アルセロ・アドロ少佐を逮捕、その後の徹底的な追及により、他の幹部も一網打尽的に捕獲、連隊の編成を計画半ばで覆滅した⁵⁵。続いて同月下旬には、マンリキス系デラクルーズ中尉の勧誘により米軍来攻時の地位獲得のために匪団の結成を企図し、反日行動を計画していた同志21名を検挙⁵⁶、8月には、分哨前を通り過ぎる挙動不審者を捕獲して取り調べた結果、マンリキス匪一味の勧誘によって新たなゲリラ隊が編成途中であることを偵知、同一味を捕獲⁵⁷、そして、9月には、橋梁付近を通行中の挙動不審の現地住民3名を捕獲して取り調べたところ、エスコバル中尉の部下であることが判明、自白に基づいて同中尉が潜む部落を急襲、橋梁の破壊や電話線の切断を行っていた14名を逮捕⁵⁸する等、数多くの実績があげられている。

⁵¹ 同上。同諜報部は、日本軍の編成配置、討伐、兵力の移動と装備の状況の調査、親日比人の名簿作製、米軍再来時一斉蜂起の企図、道路橋梁破壊、軍用建造物放火、親日比人暗殺等を実施していた。

⁵² 第14軍憲兵隊長「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年5月18日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）。同情報部は、ダバオ周辺の日本軍、港湾船舶造船関連、日本軍（人）のフィリピン人に対する犯罪非行、住民の生活状況、フィリピン警察の日本軍協力状況、自己宣伝の効果浸透状況等に関して、各目標に潜入して現地・現物に直接的・間接的手段を用いて詳細かつ具体的に調査していた。

⁵³ 第14軍憲兵隊長「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年6月26日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）。同諜報部は、日本軍関係情報、特にコタバトにおける船舶出入状況の探知・収集、飛行場建設労務者の供出の妨害、労務者として偽装潜入して逆宣伝流布、米穀等の供出と流通の妨害等、諜報・謀略・宣伝を行っていた。

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 「駿兵团情報記録」（1944年7月21日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

⁵⁶ 「東地区警備隊情報記録」（1944年9月3日）（同上）。日本軍に協力しているフィリピン人の調査・殺害、日本軍の軍情偵知・報告、橋梁の破壊、米軍来攻時の合流の誘導、武器収集後の分哨襲撃等といった反日行動を計画していた。

⁵⁷ 「駿兵团情報記録」（1944年9月9日）（同上）。

⁵⁸ 「駿兵团情報記録」（1944年9月19日）（同上）。

日本陸軍はフィリピン「独立」前の軍政期に、フィリピンの警察制度を一元化する改革を行い、また、警察官訓練所を開設して、フィリピン人警察官・警察隊員の育成を進める等、警察の整備・強化を目指した。皮肉にも、フィリピン人警察官・警察隊員の育成は必ずしも期待通りの成果ばかりをもたらしたわけではなかったようである。

先に述べたように、武器の掠奪を目的に、フィリピン人警察官・警察隊員が匪襲やテロ、拉致、殺害等の対象となった。44年4月と5月、日本側がフィリピン人警察官・警察隊員に貸与していた武器の強盗被害はそれぞれ7件、両月とも小銃62挺、拳銃19挺が奪われた⁵⁹。同時にゲリラ側は米軍再来が近く、その際、一斉に蜂起する計画をさかんに宣伝しつつ、武器を持ち、訓練を受けている警察官・警察隊員に自らの側へ加わるよう勧誘した。警察官・警察隊員の中に、武器を携行し、また、仲間を引き連れてゲリラに身を投じる者が次第に増えていった。例えば、44年5月、セブ州所在の警察隊第7中隊では、中隊長以下58名が武器を持ったまま集団で投匪している⁶⁰。同月にはほかにも、マカライ州警察隊員4名が投匪し、警察隊襲撃に加担したようであるとの情報もたらされている⁶¹。さらに、9月には、パラワン州警察隊のアボルラン分屯隊長以下41名が武器を携行して、部落の有力者とともに投匪する事件が起き⁶²、翌10月にも同じパラワン州で巡警隊長以下30名が武器を持ったまま逃走している⁶³。

また、投匪しないまでも、ゲリラ側と通じるケースも次第に増え、例えば、44年9月24日の敵機来襲と同時に、マスバテ付近の匪団が集結中の警察隊と呼応して一斉に邦人商社や知事宅等を包囲襲撃し、同商社はかなりの損害を受け、知事は拉致されたという⁶⁴。加えて、ゲリラに襲撃された際、一部の警察官は、何ら抵抗することなく、むしろ妥協的に武器を提供したのではないかと疑われるケースもあった⁶⁵。

投匪や通匪のほか、警察官の信用にかかわる問題も生じた。中でも、職権濫用、特に収賄行為が横行、それにより、住民の間での警察官に対する反感が高まった。日本側はフィリピン人警察官が職務に忠実でなく、能力も乏しい者が目立つのは、警察官訓練所への入所銓衡の際、

⁵⁹ 第14軍憲兵隊長「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年6月26日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ パラワン憲兵分遣隊「保安要領」（1944年5月12日）（「パラワン憲兵分隊資料 昭和19年1月8日～19年9月28日」）。

⁶² パラワン憲兵分隊長「『パラワン』州比警ノ武器携帯党与投匪ニ関スル件報告『通牒』（1944年10月13日）（同上）。

⁶³ 「パラワン」地区隊「『パラワン』地区情報記録 自昭和十九年九月十一日 至昭和十九年十月十一日」（「パラワン憲兵分隊来翰書類綴 昭和十九年」防衛省防衛研究所蔵）。

⁶⁴ 威第6551部隊〔第16師団司令部〕「垣情常報 第一号（自九月十九日 至九月二十五日）」（1944年9月30日）（「タクロバン垣部隊情報綴 昭和19年5月5日～19年10月9日」）。

⁶⁵ 〔第103師団司令部〕「情報記録」（1944年7月11日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

立川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

質より量に重点を置いたことが原因であると推察していた⁶⁶。また、経済的困窮、特に食料の欠乏も理由と考えられた⁶⁷。さらに、44年9月24日の敵機来襲は警察隊に動揺をもたらし、米軍再来等のゲリラ側の反日宣伝がいつそう活発化したことも、警察隊員に投匪をうながす要因となったようである⁶⁸。

(5) 連絡の遮断

ゲリラ側は、フィリピン内の他のゲリラ組織や米豪側と連絡を取りあい、連携を企図していた。主な連絡手段は無線であったが、その後、次第に潜水艦が連絡手段として重要性を増していった。無線では情報のやり取りしかできないが、潜水艦は情報だけでなく、人(戦闘指導者、諜報員等)と物(武器・弾薬、無線器材、食糧、資金、宣伝ビラ等)をフィリピンへ揚陸・搬入することができたのである。

無線に関しては、フィリピンが「独立」する以前から、日本陸軍は無線機の搜索、鹵獲、破壊、敵性無線局や無線製作所の発見と掃討を対策として講じていた。フィリピン「独立」後は、敵性無線局が増加してきたことから、その対策に重点が指向されることになる⁶⁹。敵性無線局の掃討は、討伐隊と憲兵隊が協力して実施した。例えば、43年10月末にはパナイ島北西部に対する統一討伐で、対米豪無線局2ヵ所を消滅させ⁷⁰、11月30日にはスリガオ憲兵分隊が警備隊と協力して発電機と充電機を押収(無線機の鹵獲には失敗)、あわせて、無電台諸施設を破壊した⁷¹。また、44年1月9日にはネグロス島で憲兵隊と警備隊の協力により、山中にあったゲリラ側の無線基地を急襲して無線機材多数を鹵獲⁷²、2月にはミンドロ島とネグロス島で無線局を急襲して撲滅したほか、無線機を製作していた米人等5名を捕獲した⁷³。さらに、3月には

⁶⁶ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年1月18日)('第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2)。

⁶⁷ パラワン憲兵分遣隊「治安月報(自二月二十五日 至三月二十五日)」(1944年3月25日)('パラワン憲兵分隊資料 昭和19年1月8日~19年9月28日)。同「治安月報(自四月二十五日 至五月二十五日)」(1944年5月25日)(同上)。

⁶⁸ 威第6551部隊「垣情常報 第一号(自九月十九日 至九月二十五日)」(1944年9月30日)('タクロバン垣部隊情報綴 昭和19年5月5日~19年10月9日)。

⁶⁹ 第14軍憲兵隊長「治安月報(五月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年6月26日)('ピサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2)。

⁷⁰ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1943年11月14日)('タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年)。

⁷¹ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1943年12月15日)(同上)。

⁷² 第14軍憲兵隊長「治安月報(一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年2月17日)('第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2)。

⁷³ 第14軍憲兵隊長「治安月報(二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年3月15日)('第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2)。

討伐により、米人無線諜者を射殺または捕獲、無線機を鹵獲して米人無線局を撲滅⁷⁴、5月にはパナイ島で無線局2ヵ所を覆滅⁷⁵、ビサヤとミンダナオ両地方での統一討伐の結果、器材の破壊により、敵性無線局からの発信を一時停止させるに至った⁷⁶。

この時期の有力匪首の一人に、ミンダナオ島北部沿岸地区を拠点に活動するフェルテック(米人)がいた⁷⁷。フェルテックは無線を通じて他のゲリラ組織と連絡を取りあい、自らが中心となってフィリピンにおける抗日ゲリラの統合・統一を進めていた。同時に、米豪側とも無線で連絡を取り、潜水艦によって武器・弾薬、謀略宣伝文等を揚陸・搬入、他のゲリラ組織に交付・配布していた。日本側はフェルテックの捕獲と、その配下の中心的な無線局の覆滅を企図して討伐を実施するものの、フェルテックは巧みにそれを避け、「未治安地区ニ逃避潜伏」、無線局も「其ノ所在ヲ秘匿転々依然受信ヲ続行」した。さらに、「全比島『ゲリラ』隊総指揮官ノ地位ヲ宣伝吹聴」するフェルテックは、「無線ヲ以テ島内外匪ノ統一指導」を行うにとどまらず、「米人ヲ以テ比人匪首ヲ交代補充シ米人指揮官ヲ差遣スル等戦線強化ニ努メアリ」といった状況であった⁷⁸。フェルテックのようなフィリピン内の他のゲリラ組織や米豪側と連絡を取りつつ、抗日ゲリラの統合・統一を進めながら、米豪側から供給される物資によって対日抗戦力の強化を図り、反日宣伝活動を繰り広げる大物匪首を捕獲できず、また、少なくとも外部との連絡を遮断できなかったことは、日本側にとって大失策であった。

日本側は43年12月までに「敵性潜水艦」によるフェルテックに対する武器・弾薬、謀略宣伝文等の「揚陸搬入事実」を確認していた⁷⁹。また、44年2月には、ゲリラ側の無線局に対する探索と討伐から、無線局の位置が「主要港湾航路ノ通視容易ナル岬島等地形判断ト概ネ一致し、「潜水艦ノ活動ハ敵無線機ト必ス関連アリト考察」していた⁸⁰。それにもかかわらず、日本

⁷⁴ 第14軍憲兵隊長「治安月報(三月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年4月19日)(同上)。

⁷⁵ 垣部隊本部「情報記録」(1944年5月18日)(「タクロバン垣部隊情報綴 昭和19年5月5日～19年10月9日」)。

⁷⁶ 第14軍憲兵隊長「治安月報(五月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年6月26日)(「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」)。

⁷⁷ 日本陸軍による文書には「フェルテック」と記されているため、本稿も、それにならって記述する。英語文献には、ウェンデル・ファーティグ(Wendell Fertig)と記されている(Ray C. Hunt and Bernard Norling, *Behind Japanese Lines: An American Guerrilla in the Philippines* [Lexington: The University Press of Kentucky, 1986], p. 73; William B. Brewer, *MacArthur's Undercover War: Spies, Saboteurs, Guerrillas, and Secret Missions* [New York: John Wiley and Sons, 1995], pp. 84-85)。

⁷⁸ 第14軍憲兵隊長「治安月報(一月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年2月17日)(「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2」)。同「治安月報(三月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年4月19日)(「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」)。同「治安月報(五月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年6月26日)(「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」)。

⁷⁹ 第14軍憲兵隊長「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年1月18日)(「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 1/2」)。

⁸⁰ 第14軍憲兵隊長「治安月報(二月)提出ニ関スル件報告『通牒』(1944年3月15日)(「第十四軍憲兵隊治安月報綴 昭和19年 2/2」)。

上川 太平洋戦争後半のフィリピンにおける日本陸軍の治安維持

側の対策は遅れ、5月になってようやく、「比島ノ地形ノ特殊性ニ鑑ミ地上討伐ト併行シ海上対策強化ヲ企図」、「憲兵ハ警備隊ト協力シ『ミンドロ』島ヲ中心トシ海上検閲検索ヲ実施シ海上匪道ノ探索並ニ遮断ヲ為サシメリ」といった具合であった⁸¹。実際、第103師団において、

対潜警戒並ニ海上機動力ヲ増強スル目的ヲ以テ新ニ田村海上機動部隊（長田村中尉以下約三〇名漁船二大発動艇二）ヲ編成主トシテ「バブヤン」諸島ヲ中心トスル海域ノ対潜警戒並ニ「バブヤン」地区各島嶼守備隊相互間及同地区ト「アパリ」「クラベリヤ」等東西両地区方面ノ海上機動根拠地間トノ連絡ニ任シツツ教育訓練実施セシメアリ⁸²

といった例があるものの、遅きに失した感は否めない。

おわりに

本稿では、太平洋戦争後半、概ね43年10月のフィリピン「独立」から翌44年10月の米軍のフィリピン上陸直前までの時期を対象に、日本陸軍がフィリピンで実施した治安維持について、抗日ゲリラの活動その他の諸事案の様相と、それらに対する日本側の対応を明らかにし、効果と問題の観点から検討した。本論で述べたように、この間に日本側が講じた治安対策は、ある程度の効果を発揮したものの、フィリピン全体における治安を確立できないまま、米軍のフィリピン上陸を迎えるに至った。以下、日本側がフィリピンで治安を確立できなかった理由として考えられる諸点について述べることで、本稿のまとめとしたい。

第一に、日本側が治安対策、特にゲリラ対策の要領を確立できていなかったことが挙げられる。通常、戦闘部隊の教育・訓練は、正規戦を想定して実施される。したがって、非正規戦については、どうしても実戦を経験する中で試行錯誤を繰り返しつつ、現実には則した要領を考案して対応しなければならない。日本陸軍はすでに満州や中国で非正規戦（治安戦）を経験していたはずであったが、それをフィリピンでのゲリラ対策で効果的に生かすことができなかったのである。

第二に、治安対策には自ずと限界があることも確かである。討伐や捜査には間隙や死角が生じる。ゲリラや犯罪者はそれを巧みに利用して潜行し、再起や組織の伸張を図ろうとする。フィリピンにおける日本陸軍のように、戦時に域外から到来した勢力は、人的・物的な資源の確

⁸¹ 第14軍憲兵隊長「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1944年6月26日）（「ビサヤ憲兵隊比島治安情報綴 昭和19年 1/2」）。

⁸² [第103師団司令部]「情報記録」（1944年7月11日）（「ツゲガラオ憲兵分隊情報綴 昭和19年7月3日～19年12月3日」）。

戦史研究年報 第23号

保にかける時間とコストが不足し、万全の態勢を整えられないまま対策に打って出なければならず、十分な結果を得ることができないのである。

第三に、フィリピンの場合、戦前の米国による統治がそれほど悪政ではなく、住民はそれに恩恵を感じ、米軍の再来を期待し、また、かなりの程度、その可能性を信じていた点を指摘し得る。戦争の影響で、食糧や生活必需品の入手が困難となり、また、物価が上昇するとすれば、過去を懐かしむ思いはいつそう強まることになり、現体制の支持獲得は難しくなる。

第四に、日本がフィリピン内の抗日ゲリラと特に米側との連絡を遮断することに失敗し、情報だけでなく、人や物資の揚陸・搬入まで許してしまったことは致命的とも言える影響を及ぼしたのではなかろうか。戦況が日本にとって不利となっていくことをゲリラ側が知り、それを反日宣伝に用いることで住民の支持を得るにとどまらず、ゲリラ組織が米製の武器によって強化され、米軍と連絡を取りながら、場合によっては米軍人がゲリラ部隊を指揮して、日本側と交戦することを可能にしてしまったのである。

第五に、決定的な理由は、戦争における日本の劣勢である。日本軍が緒戦の勢いをそのまま維持して米軍の反攻をまったく寄せつけることがなければ、おそらく、フィリピンの「独立」を境に抗日ゲリラは衰退の一途をたどり、治安を概ね確立することも不可能ではなかったかもしれない。